

平成30年度 総社市幼稚園・認定こども園（幼稚部）保育料表（案）

階層	市町村民税額	金額	備考
A	生活保護世帯	0円	4月～8月分は、平成29年度の市町村民税額により決定します。 9月～3月分は、平成30年度の市町村民税額により決定します。
B	市町村民税が非課税世帯 税均等割額のみの世帯	2,700円	
C	課税世帯	5,000円	

※ 認定こども園（幼稚部）を利用される場合、別途給食費（4,000円）がかかります。

※ 上記保育料以外に、教材費など別途料金がかかります。

保育料の負担軽減について

保護者の方の保育料負担を軽減するため、以下のとおり保育料の負担軽減を行っております。負担軽減に該当するか否かは、支給認定申請書に記載していただいている世帯状況等により判定いたします。そのため、支給認定申請書を提出される際には、同一世帯の家族全員を記載していただくようお願いいたします。

※ひとり親世帯とは、児童扶養手当受給資格が認定されている世帯のことを言います。

世帯状況	市町村民税 所得割額	階層 区分	軽減内容
ひとり親世帯または 在宅障がい児（者）の いる世帯	77,101円以上の世帯	C	小学校3年生以下の児童から数えて第3子以降：無料
	77,101円未満の世帯	B	無料
		C	第1子：3,000円 第2子以降：無料
上記以外の世帯	77,101円以上の世帯	C	小学校3年生以下の児童から数えて第3子以降：無料
	77,101円未満の世帯	B	第2子以降：無料
		C	第3子以降：無料

世帯状況による負担軽減内容の表示

ひとり親世帯または在宅障がい児（者）のいる世帯

A 階層 (無料)	B 階層 (無料)	C 階層 ・第1子：3,000円 ・第2子以降：無料	C 階層（市町村民税所得割額 77,101円以上） ・小学校3年生以下の児童から数えて 第3子以降：無料
--------------	--------------	----------------------------------	--

その他の世帯

A 階層 (無料)	B 階層 ・第2子以降：無料	C 階層 ・第3子以降：無料	C 階層（市町村民税所得割額 77,101円以上） ・小学校3年生以下の児童から数えて 第3子以降：無料
--------------	-------------------	-------------------	--